

平成23年度環境技術実証事業 ヒートアイランド対策技術分野  
(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム) 実証運営機関選定の観点

環境省は、環境技術実証事業実施要領に基づき、以下の観点について書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証運営機関として選定する。

(1) 実証運営機関業務に対する姿勢

- ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。

(2) 組織・体制

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること。
- ・JISQ9001（ISO9001）「品質マネジメントシステム－要求事項」に準拠した品質管理システムと同等のマネジメントシステムを構築すること。
- ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること。
- ・定期的な内部監査を実施すること。
- ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること。

(3) 技術的能力

- ・担当技術分野に関する十分な実績を持つ人員を有していること。
- ・担当技術分野に関する知見を有する十分な人員を有していること。

(4) 公平性の確保

- ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって情報や対応が異なるおそれがないこと。
- ・実証運営業務で知り得た技術情報等の機密保持手続きが、実証機関・実証申請者等により異なるおそれがないこと。
- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者により情報や対応が異なるよう、実証機関に影響を及ぼすおそれがないこと。

(5) 公正性の確保

- ・特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関の選定及び実証試験の委託等の各手続きにおいて、特定の実証機関、実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が実証機関に影響を及ぼすおそれがないこと。
- ・実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること。

(6) 経理的基礎

- ・実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること。
- ・定期的に会計監査を実施すること。

(7) 経費積算等の妥当性

- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運営業務を行えるよう経費の積算がなされていること。
- ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証機関が実証業務を行えるよう、実証機関への委託額又は請負額の積算がなされていること。

(8) その他

- ・環境技術実証事業に関する業務又は実証運営機関の業務に類似する業務について実績を有しているか。
- ・環境マネジメントシステムの認証を有しているか。ただし、申請時点において認証期間中であること。